

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前（平成二十九年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号の規定による改正後のもの（未施行））
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 イの額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポーチャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 〔同左〕</p> <p>〔2・3 同左〕</p> <p>4 〔同左〕</p> <p>〔一・二 同左〕</p> <p>三 イの額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポーチャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては</p>

<p>、零とする。) 及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポート方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。ロ及びハにおいて同じ。）で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p>[ロ～ヲ 略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>、零とする。) 及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポート方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。) 及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>[ロ～ヲ 同左]</p> <p>5 [同左]</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記による。

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前（平成二十九年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号の規定による改正後のもの（未施行））

(別紙様式第二号) (第一面)		(別紙様式第二号) (第一面)		
(単位：百万円)				
OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ
	リスク・アセット		所要自己資本	
	当期末	前期末	当期末	前期末
[略]				
4	カウンターパーティ信用リスク			
5	うち、SA-COR適用分			
(別紙様式第二号) (第一面)		(別紙様式第二号) (第一面)		
(単位：百万円)				
OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ
	リスク・アセット		所要自己資本	
	当期末	前期末	当期末	前期末
[同左]				
4	カウンターパーティ信用リスク			
5-1	うち、カレント・エクスポート方式適用分			

[項を判る。]
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

。 項番 2 「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に 8 パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 略]

k 項番 5 「カウンターパーティ信用リスクのうち、SACCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七條（自己資本比率告示第百三十九條第五項及び第百四十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成●●年金融庁・財務省・経済産業省告示第●●号。第十四面において「平成●●年金融庁・財務省・経済産業省告示第●●号」という。）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番 5 と項番 6 との間に「カレント・エク

5-2	うち、標準方式適用分		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

。 項番 2 「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五條第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に 8 パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 同左]

k 項番 5-1 「カウンターパーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七條（自己資本比率告示第百三十九條第五項及び第百四十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 項番 5-2 「カウンターパーティ信用リスクのうち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八條（自己資本比率告示第百三十九條第五項及び第百四十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること

「ボージャヤー方式」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスボージャヤー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[m~pp 略]

【(第二面)～(第六面) 略】
(第七面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャヤー(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 略]

n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、子防接種のための国際金融フレンシテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアノンアラ投資銀行を含む。)向けエクスボージャヤーに係る額を記載すること。

[o~gg 略]

。

[m~pp 同左]

【(第二面)～(第六面) 同左】
(第七面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャヤー(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 同左]

n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、子防接種のための国際金融フレンシテイ及び欧州評議会開発銀行を含む。)向けエクスボージャヤーに係る額を記載すること。

[o~gg 同左]

(第八面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～h 略】

i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フアンリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

【j～z 略】

【(第九面)～(第十三面) 略】

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー類

項番	/				
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	再構築	アドオ	実効 EP	規制上	信用リ
					リスク

(第八面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～h 同左】

i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フアンリテイ及び欧州評議会開発銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

【j～z 同左】

【(第九面)～(第十三面) 同左】

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー類

項番	/				
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	再構築	アドオ	実効 EP	規制上	信用リ
					リスク

	コスト	ソ	E	のエク スポー ジャー の算定 に使用 される α	スク削 減手法 適用後 のエク スポー ジャー	・アセ ットの 額
<u>1</u>	$\frac{SA-C}{CR}$			1.4		
[項を削る。]						
[略]						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「SA-C-CR」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定により SA-C-CR を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

b 平成●●年金融資・財務省・経済産業省告示第●号附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポート方式を用いる場合には、項番 1 と項番 2 との間に「カレ

	コスト	ソ	E	のエク スポー ジャー の算定 に使用 される α	スク削 減手法 適用後 のエク スポー ジャー	・アセ ットの 額
<u>1-1</u>	カレント ・エクス ポート 方式					
<u>1-2</u>	標準方式			1.4		
[同左]						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1-1 「カレント・エクスポート方式」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定によりカレント・エクスポート方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額を、それぞれ記載すること。

b 項番 1-2 「標準方式」の項には、自己資本比率告示第五十八条の規定により標準方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第

ント・エクスポージャー方式」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成●●年金融庁・財務省・経済産業省告示第●号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成●●年金融庁・財務省・経済産業省告示第●号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

[c～f 略]

g 項番 6 「合計」の項へ欄には、項番 1 から項番 5 までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、b により項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

[h～k 略]

〔第十五面〕 略〕
(第十六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番 6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フナシリテイ、欧州評

五十八条第一項第一号の算式において 1.4 を乗ずる前の額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

[c～f 同左]

g 項番 6 「合計」の項へ欄には、項番 1-1 から項番 5 までの項へ欄の合計額を記載すること。

[h～k 同左]

〔第十五面〕 同左〕
(第十六面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番 6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フナシリテイ及び欧州評議会開発銀行

議会議決銀行及びビジアインフラ投資銀行を含む。) 向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[i~p 略]

【(第十七面) ~ (第三十面) 略】

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要						
国際株式 の該当番 号	イ		ロ		ハ	ニ
	リスク・アセット	当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末	
[略]						
4	カウンターパーティ信用リスク					
<u>5</u>	うち、SA-CCR適用分					
[項を判る。]						
[略]						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使

を含む。) 向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[i~p 同左]

【(第十七面) ~ (第三十面) 同左】

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要						
国際株式 の該当番 号	イ		ロ		ハ	ニ
	リスク・アセット	当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末	
[同左]						
4	カウンターパーティ信用リスク					
<u>5-1</u>	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分					
<u>5-2</u>	うち、標準方式適用分					
[同左]						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使

用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

- 。 項番2 「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 略]

- k 項番5 「カウンタパーテイ信用リスクのうち、S A C C R適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七條（自己資本比率告示第三十九條第五項及び第四百四十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- 1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成●●年金融宁・財務省・経済産業省告示第●●号。第十面において「平成●●年金融宁・財務省・経済産業省告示第●●号」という。）附則第二條第一項の規定によりカレント・エクスポーゼージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポーゼージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポーゼージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載

用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

- 。 項番2 「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五條第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 同左]

- k 項番5-1 「カウンタパーテイ信用リスクのうち、カレント・エクスポーゼージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七條（自己資本比率告示第三十九條第五項及び第四百四十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- 1 項番5-2 「カウンタパーテイ信用リスクのうち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八條（自己資本比率告示第三十九條第五項及び第四百四十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

すること。

[m～pp 略]

【(第二面)～(第四面) 略】

(第五面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～m 略]

n 項番 7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、予防接種のための国際金融フアンリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアノンアラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[o～gg 略]

(第六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使

[m～pp 同左]

【(第二面)～(第四面) 同左】

(第五面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～m 同左]

n 項番 7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、予防接種のための国際金融フアンリテイ及び欧州評議会開発銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[o～gg 同左]

(第六面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使

用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～h 略]

i 項番 7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、予防接種のための国際金融フアンシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[j～z 略]

【(第七面)～(第九面) 略】

(第十面)

(単位：百万円)

項番	CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額				
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	再構築コスト	アドオ	実効 EP E	規制上のエクスポージャーの算定	信用リスク削減手法適用後のエク
					リスク・アセツトの額

用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～h 同左]

i 項番 7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、予防接種のための国際金融フアンシリティ及び欧州評議会開発銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[j～z 同左]

【(第七面)～(第九面) 同左】

(第十面)

(単位：百万円)

項番	CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額				
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	再構築コスト	アドオ	実効 EP E	規制上のエクスポージャーの算定	信用リスク削減手法適用後のエク
					リスク・アセツトの額

ロ欄については平成●●年金融庁・財務省・経済産業省告示第●●号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

【c～f 略】

g 項番 6 「合計」の項へ欄には、項番 1 から項番 5 までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、b により項を追加した場合にあつては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

【h～k 略】

【(第十一面) 略】

(第十二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～g 略】

h 項番 6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、予防接種のための国際金融フレンシライ、欧州評議会開発銀行及ビブジアインフラ投資銀行を含む。)向けエクスポートジャーに係る額を記載すること。

【i～p 略】

【(第十三面) ～ (第二十四面) 略】

【c～f 同左】

g 項番 6 「合計」の項へ欄には、項番 1-1 から項番 5 までの項へ欄の合計額を記載すること。

【h～k 同左】

【(第十一面) 同左】

(第十二面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～g 同左】

h 項番 6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、予防接種のための国際金融フレンシライ及欧州評議会開発銀行を含む。)向けエクスポートジャーに係る額を記載すること。

【i～p 同左】

【(第十三面) ～ (第二十四面) 同左】

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット 当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
[略]					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、 <u>SA-COR</u> 適用分				
[項を削る。]					
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

。 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット 当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
[同左]					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5-1	うち、 <u>カレント・エクスボージャー</u> 方式適用分				
5-2	うち、標準方式適用分				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

。 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五條第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこ

<p>る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。</p> <p>[d～j] 略]</p> <p>k 項番5 「カウンターパーティ信用リスクのうち、<u>SA-CCR適用分</u>」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。</p> <p>1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成●●年金融片・財務省・経済産業省告示第●●号）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。</p> <p>[m～pp] 略]</p>	<p>れに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。</p> <p>[d～j] 同左]</p> <p>k 項番5-1 「カウンターパーティ信用リスクのうち、<u>カレント・エクスポージャー方式適用分</u>」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。</p> <p>1 項番5-2 「カウンターパーティ信用リスクのうち、<u>標準方式適用分</u>」の項には、自己資本比率告示第五十八条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。</p> <p>[m～pp] 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	